

# 富山県新川文化ホール喫茶室出店者募集要項

令和6年2月

富山県生活環境文化部文化振興課

## 富山県新川文化ホール喫茶室出店者募集要項

### 1 趣旨

富山県新川文化ホールの魅力の向上と利用者の利便性の向上を図るため、喫茶室の出店者を公募により選定するため必要な事項を定めたものです。

### 2 募集要項の配布等

(1) 配布期間 令和6年2月13日(火)～令和6年3月15日(金)の17:00まで ※土日祝日を除く

(2) 配布場所 〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号 富山県生活環境文化部文化振興課

※返信用封筒を送付いただければ郵送も可能です。

電話:076-444-3454

※配布期間中、富山県ホームページからもダウンロードできます。

### 3 応募資格

下記条件を全て満たす個人又は法人とします。

#### (1) 事業実績等

- ①飲食店を営んだ実績又は飲食店に従事した実績がある者
- ②経営基盤が安定しており、長期にわたり出店が可能である者

#### (2) 許認可等の取得状況

飲食店を営むにあたり、食品衛生法、薬事法等の関係法令に基づく許認可（届出を含む）が必要な場合は、応募の時点においてそれらを保有しているか、営業開始までに確実に取得する見込みがあること。

#### (3) 欠格事由に該当しないこと

- ①地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ②会社更生法に基づき更生手続の申立てをしている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- ③全ての営業所・店舗において過去5年間に食品衛生法に基づく行政処分を受けていないこと。
- ④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当しない者で構成されていること。
- ⑤風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する風俗営業、接待飲食業、性風俗関連特殊営業及びこれらに類する業を営む者でないこと。
- ⑥無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第5条第1項に規定する観察処分を受けていないこと。
- ⑦国税及び県税の滞納がないこと。

### 4 応募方法等

別添の「富山県新川文化ホール喫茶部門出店者募集に係る条件等」を確認の上、以下に従って書類を提出して下さい。

#### (1) 提出書類（原則としてA4版（折込可）として下さい）

- ①応募申請書（様式第3号）及び誓約書（様式第4号）
- ②企画提案書（様式第5号）
- ③提案者の業務（会社）概要（様式第6号）

#### ④添付書類

- ア 商業登記簿謄本（個人の場合は住民票）
- イ 定款、寄附行為その他これらに準ずるもの（法人の場合のみ）
- ウ 決算書等（法人にあつては、貸借対照表、損益計算書など経営実績がわかるもの過去3年分、個人にあつては、所得税確定申告書の写し（所得税青色申告決算書の写しを含む）過去3年分）
- エ 食品衛生責任者となることができる有資格者（現場責任者）を配置できることを証明する資格証の写し

#### (2) 提出部数

1部（商業登記簿謄本（個人の場合は住民票）及び決算書等については原本1部）

#### (3) 提出先

2(2)に同じ

#### (4) 提出方法及び期限

令和6年3月29日(金)17:00(必着)までに電子メールで提出してください。提出後には必ず電話で到達を確認してください。

### 5 質問等

#### (1) 現地説明

現地説明を希望される方には、3月中旬に現地説明会を実施しますので、参加申込書（様式第1号）により、令和6年2月29日（木）までにご連絡ください。日時は、対象者に別途ご連絡します。

#### (2) 質問及び回答

質問については質問票（様式第2号）により提出して下さい。

- ①提出方法 電子メール アドレス： abunkashinko@pref. toyama. lg. jp
- ②提出先 2(2)に同じ
- ③質問受付期間 令和6年2月13日(火)～3月15日(金)
- ④回答 質問者へは適宜、回答します。また、令和6年3月22日(金)に、富山県のホームページにも掲載します。

### 6 その他の留意事項

- (1) 提出書類は、提出後の追加、変更はできません。
- (2) 提出書類の内容については、今回の出店者選定以外に利用することはありません。
- (3) 提出書類は、選定作業終了後、最優秀提案者分を除き、厳重な管理のもとで廃棄処分します。
- (4) 書類の作成、提出に係る一切の費用は参加者の負担とします。
- (5) 書類の内容に関して、確認又は問い合わせを行う場合があります。
- (6) 提出書類は富山県情報公開条例に基づき公開する場合があります（同条例の規定に基づいて個人情報及び法人等の情報など非開示とすべき箇所は除きます）。

## 7 出店者の選定方法

公募型プロポーザル方式により行い、富山県新川文化ホール喫茶室出店者選定委員会において審査し、最優秀提案者を選定します。

### (1) 評価内容

審査基準	審査の視点	配点(ポイント)
1 申請資格	申請資格を有しているか	資格を有していない場合は対象外
2 文化ホールにおけるふさわしさ	店舗コンセプト、店舗イメージ等が富山県新川文化ホールに相応しいか	20
3 計画の妥当性	・ 出店に向けたスケジュールや実施体制等が適切か ・ 飲食店を営んだ実績又は飲食店に従事した実績があるか	30
4 サービスの妥当性	・ 利用者の利便性を考慮した営業日や営業時間に設定しているか ・ 利用者のニーズにあったメニューの種類や価格に設定しているか ・ 上記の他にも利用者に向けたサービスが認められるか	30
5 魅力発信や集客の工夫	富山県や富山県新川文化ホールの多彩な魅力を広く発信し集客につなげる企画の提案が認められるか	20
合計		100

### (2) 審査

提出された書類は、上記の内容について評価を行います。また、令和6年4月中旬に企画提案書の記載内容についてのプレゼンテーションを行っていただきます。日程及び場所は、対象者に文書により連絡します。なお、提案者が多数となった場合、書類審査で複数者を選定したうえで実施する場合があります。

### (3) 最優秀提案者の選定

書類審査及びプレゼンテーション等を総合的に評価し、最優秀提案者を決定します。結果については、参加者全員に書面により通知します。併せて最優秀提案者はその法人名又は個人名を県のホームページにて公表します。

## 8 選定後の手続き、その他

(1) 最優秀提案者は、出店候補者として、県と開店に向けた準備等についての協議を行っていただきます。

### (2) 確認書の締結

県との協議が概ね完了した時点で、出店に係る基本条件を定めた確認書を締結していただきます。

### (3) 選定事業者の取り消し

次の場合は選定事業者の内定を取り消すことがあります。

- ① 申請書類等に虚偽の記載があった場合や選定手続において不正な行為があったと県が認めた場合
- ② 申請資格を満たしていないことが判明した場合
- ③ 申請者による業務遂行が困難であると判断される事実が判明した場合
- ④ 著しく社会的信用を損なう行為等により、申請者が出店者として業務を行うことについてふさわしくないと県が認めた場合

## 9 その他留意事項

同敷地芝生広場において、新川こども施設(仮称)が令和9年度供用開始に向けて建設を予定しています。

(令和6年度PFI事業者決定、令和8年度着工予定)。

(<https://www.pref.toyama.jp/140401/kurashi/kyouiku/kosodate/shienjigyou/niikawakodomo/20220311.html>)

10 お問い合わせ先  
2(2)に同じ

## 富山県新川文化ホール喫茶室出店者募集に係る条件等

### 1 富山県新川文化ホール概要

- (1)施設名 富山県新川文化ホール
- (2)所在地 富山県魚津市宮津 110
- (3)休館日 毎週火曜日（祝日を除く）、祝日の翌平日及び年末年始（12月29日～1月3日）  
※臨時休館有（施設の保守点検など）
- (4)開館時間 9:00～22:00

### 2 喫茶部門

- (1)場 所 富山県新川文化ホール 2階
- (2)面 積 約100㎡（うち厨房部分約26㎡）
- (3)設 備 別紙一覧参照
- (4)開店時期 令和6年7月以降

### 3 施設利用形態

- (1)利用形態  
出店者は、地方自治法第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産目的外使用許可（以下「使用許可」という。）を受けて使用します。
- (2)使用許可の予定期間  
使用許可は開店（開店のための準備期間を含む）からその年度末までとし、毎年度、この使用許可を更新することができます。
- (3)使用上の制限  
許可用途以外に使用すること、また、許可を受けた権利を第三者に譲渡又は転貸することはできません。
- (4)使用許可の取消し及び変更  
県が許可物件を公用若しくは公共用に供するために必要とするとき、又は許可の条件に違反する行為があると認められるときは、使用許可の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することがあります。

### 4 経費負担

- (1) 設備・備品については、「別紙1 喫茶室厨房備品・設備リスト」のとおりですが、それ以外の什器等については、出店者において準備してください。
- (2) 県において設置した基本的な設備についての維持修繕や改装等は出店者の負担により実施して下さい。なお、設備の更新については、施設管理者との協議のうえ決定します。
- (3) 富山県の行政財産の使用料に関する条例別表第1に定める使用面積に応じた行政財産使用料を県が発行する納入通知書により納付していただきます。（使用料は別途、お問い合わせください。）
- (4) 光熱水費（電気、上下水道、冷暖房）のほか、その他の経費（清掃、消毒、廃棄物処理、通信運搬、消耗品、警備、保険料など営業・管理に必要な経費、退去する際の原状復旧費）は出店者の負担とします。

### 5 営業条件

- (1) 営業日等は、原則として新川文化ホールの開館日時とします。ただし出店者による、利用者の利便性を考慮した提案も可能です。
- (2) メニューは、施設利用者のニーズに合った品揃えで、かつ利用しやすい価格設定にして下さい。

### 6 その他の条件

- (1) 出店者決定後、営業する権利を他人に譲渡又は再委託することはできません。出店者が直接営業するものとし、出店者がフランチャイズ制を採りテナントを募集する方式はできません。
- (2) 食品衛生法その他の関係法令等を遵守し、衛生管理及び感染症対策を徹底して下さい。
- (3) 出店や営業に必要な各種法令に基づく許認可については、出店者が取得して下さい。
- (4) 従業員には定期健康診断を受診させる等、健康管理を行って下さい。

- (5) 廃棄物の処理は出店者の責任において適正に行ってください。
- (6) 店舗内及び周辺を清潔に保ち新川文化ホール的美観や衛生環境を損なわないようにして下さい。
- (7) 新川文化ホール内は全面禁煙です。
- (8) 店舗専用出入口はありません。
- (9) 店舗の看板等の規模(高さを含む)、デザイン、色彩等については、施設の調和や眺望に配慮することとし、設置にあたっては事前に県と協議し了承を得て下さい。
- (10) 年1回、営業報告をしていただきます。また、提案どおり運営されているか確認を行うことがあります。
- (11) その他、県から指示のある場合は、速やかに報告、対応を図ってください。

## (参考1) 富山県新川文化ホール基本情報

### ■施設の設置目的

新川文化ホール（愛称：ミラージュホール）は、県民の文化の向上と芸術の振興を図ることを目的に、富山県と魚津市が事業主体となって設置し、平成6年に開館しました。この施設は、地域の人々が幅広い分野の文化と芸術にふれあうことのできる県東部地域における中核的な拠点施設として、ホール棟は富山県、展示・会議学習棟は魚津市が設置し、一体的に管理運営を行っています。

### ■施設の概要

- ①建物の構造 鉄筋コンクリート造（地下2階、地上4階）
- ②敷地面積 73,024㎡（富山県部分 18,860.03㎡、魚津市部分 54,163.97㎡）
- ③建物面積 12,797㎡  
（富山県専用部分 8,195㎡、魚津市専用部分 3,590㎡、共有部分1,012㎡ 県、市1/2）  
（地下2階675㎡、地下1階379㎡、1階7,117㎡、2階3,636㎡、3階920㎡、4階47㎡、R階23㎡）

#### ④施設内容

県所有	大ホール(1,186席)、小ホール(297席)、リハーサル室(249㎡)、練習室(5室)、駐車場の一部
魚津市所有	展示ホール(842㎡)会議室(7室)、和室(3室)、常設展示室、イベント広場、駐車場の一部
県・市共有	事務室等

- ⑤開設 平成6年11月

### ■利用状況等

年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度
来館者数(人)	176,982	148,710	122,935	125,161	165,629

### ■喫茶室備品

別紙1「喫茶室厨房備品・設備リスト」一覧のとおり

### ■新川文化ホール施設図面

別紙2「新川文化ホール図面」のとおり

### ■喫茶室光熱水費

年度	令和4年度
電気	298千円
水道	77千円

(参考2) 富山県新川文化ホール喫茶室等施設写真

【施設外観】



【喫茶室内】イメージ



【喫茶室からの眺め】  
(南側 クリスタルガーデン)



(東側 芝生広場)



(北側 ロビー)

